

第二次大阪府再犯防止推進計画検討懇話会の設置運営に関する要綱

(設置)

第1条 府は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として策定する「(仮称)第二次大阪府再犯防止推進計画」の案（以下「計画案」という。）を作成するにあたり、学識経験者及び再犯の防止等に関する活動を行う民間団体と意見交換を行うことを目的に、第二次大阪府再犯防止推進計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 懇話会の委員は5名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の役員

2 委員の任期は、計画案を作成するまでとする。

(座長)

第3条 懇話会の円滑な進行等を図るため、座長を置くことができる。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、危機管理室長が招集する。

2 会議の議長は、座長が務める。

(謝礼)

第5条 委員に対する謝礼の日額は9,800円とし、出席日数に応じてその都度支給する。

2 謝礼には実費弁償の額を加算するものとする。

(実費弁償)

第6条 委員の実費弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の相当額とし、路程は、委員の住所地又は勤務地から起算する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、危機管理室治安対策課において掌る。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は危機管理室長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月28日から施行し、令和6年3月31日をもって廃止する。